

出席停止（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）について

学校保健安全法第19条に基づき、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症にかかった場合は出席停止となります。医師と相談の上、他の生徒に感染するおそれのある期間は登校せず、適切な処置をとるようご配慮ください。なお、登校する際は、保護者により下記の「出席停止報告書」を記入していただくとともに、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症であることが分かるもの（調剤明細書など）を裏面に貼付し、提出してください。

出席停止期間の基準

- インフルエンザ
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

出席停止報告書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

生徒氏名	生徒番号				
	記入例	1	A	0	1
病名	【 】 インフルエンザ（ 型） 【 】 新型コロナウイルス感染症 ※該当する【 】内に○をつけてください。				
期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
連絡事項					

令和____年____月____日

受診医療機関名_____

保護者氏名_____